

## 地域医療対策協議会について

### ○経緯

地域医療対策協議会については、医療法の改正（H30.7.25 施行）により、医師確保対策を協議する場として規定され、同日付で国から地域医療対策協議会運営指針が示された。

これに伴い、これまで医師確保に係りして設置していた会議体を地域医療対策協議会に集約することになる。

### ○根拠（医療法） ※改正後

第30条の23 都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場（次項において「地域医療対策協議会」という。）を設け、これらの者の協力を得て、救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関し必要な施策を定めるとともに、次項各号に掲げる医師の確保を図るために必要な事項について協議を行い、当該施策及び当該協議が調った事項について、公表しなければならない。

2 前項の規定により地域医療対策協議会において協議を行う事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 医師が不足している地域における医師の確保に資するとともに、当該地域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とするものとして厚生労働省令で定める計画に関する事項
- 二 医師が不足している地域への医師の派遣に関する事項
- 三 第一号に規定する計画に基づき医師が不足している地域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項
- 四 医師が不足している地域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項
- 五 医師法の規定によりその権限に属させられた事項 ※主に臨床研修に関する事項
- 六 その他医師の確保を図るために必要な事項

### ○会議体の集約の方向性

現状

山梨県医療対策協議会（地対協）  
山梨県地域医療支援センター運営委員会  
山梨県専門医制度関係者連絡協議会  
山梨県臨床研修病院等連携協議会



集約後

山梨県地域医療対策協議会（地対協）  
↳ 山梨県臨床研修病院等連携協議会

- ① 「山梨県医療対策協議会」、「山梨県地域医療支援センター運営委員会」、「山梨県専門医制度関係者連絡協議会」を「山梨県地域医療対策協議会」に集約する。
- ② 「山梨県臨床研修病院等連携協議会」は「地域医療対策協議会」の下部組織として位置づける。
  - ・協議内容が合同研究会や病院説明会など臨床研修病院間に限定された取り組みとなるため、地域医療対策協議会に集約せずこれまでどおり「臨床研修病院等連携協議会」で協議する。なお、今後施行となる臨床研修病院の指定や研修医の定員の指定など、県内の医師確保に大きく関わる事項の協議は「地域医療対策協議会」で行う。
- ③ 運営指針で示された構成員に沿って、これまで委員となっていなかった団体についても新たに構成員とする。